

長野県図書館協会 大学専門図書館部会規程

(目的)

第1条 この会は、長野県図書館協会会則第5条に定める大学専門図書館部会として、長野県内の大学図書館・短期大学図書館・高等専門学校図書館、その他の専門図書館で、長野県図書館協会に加盟しているものをもって組織し、図書館相互の連絡、研究、研修等を行い、図書館の向上発展を図ることを目的とする。

(所在地)

第2条 この会は、長野市若里 1-1-4 県立長野図書館内に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 長野県図書館大会大学専門図書館部会の開催
- (2) その他必要と認める事業

(役員構成)

第4条 この会に次の役員を置く。

ただし、幹事と企画委員は重任しないこととする。

- (1) 部会長 1名 (各大学の学長・学校長・図書館長の中から選出)
- (2) 幹事 2名 (各大学・学校等の図書館職員の中から選出)
- (3) 企画委員 2名 (長野県図書館大会の企画運営に携わる)

(会計)

第5条 この会の経費は長野県図書館協会の部会負担金をもってあてる。会計事務は幹事が担当する。

(研究会)

第6条 この会に、必要に応じて下部組織の研究会を設けることができる。

- 2 研究会の規程は別途定める。

(設立年月日)

第7条 この会の設立年月日は、平成14年6月19日とする。

(補則)

第8条 この規程に定められていない事項については、その都度協議するものとする。

附則 この規程は平成14年6月19日より施行する